

大学教育後援会における組織体制に関する実態調査に向けての論点整理

藤 岡 英 治[†]
井 上 博 晶^{††}

A Study of Survey and Analysis Sheets on the Organizational Structure of “University Education Supporters’ Association”

FUJIOKA Eiji, INOUE Hiroaki

目 次

- I. はじめに
- II. 日本における高等教育機関と調査対象
- III. 実態調査内容～調査シートの質問項目と調査意図
- IV. おわりに

I. はじめに

拙稿「大学教育後援会の組織体制に関する研究—適切な運営のための体制整備に向けて—」¹では、日本における大学教育後援会（以下、後援会とする）の組織体制上の課題について検討した。まず、日本における後援会設立の歴史およびその設置状況について先行研究に基づき紹介した。次に、後援会の組織体制について、後援会と同種の組織に挙げられる初等・中等教育機関に設置されているPTA（Parent-Teacher Association）組織や卒業生により組織されている同窓会などに求め、そこでの多くの先行研究から、後援会組織を「権利なき社団」として位置づけた。さらに、後援会組織をめぐる不正事例を取り上げ、その不正防止に関わる組織外の第三者による監査やガバナンス体制構築の必要性について

[†] 大阪産業大学 経営学部経営学科 教授

^{††} 大阪産業大学 経営学部経営学科 講師、特定非営利活動（NPO）法人環境デザイン・エキスパーツ・ネットワーク 副理事長

草 稿 提 出 日 6月30日

最 終 原 稿 提 出 日 7月19日

¹ 藤岡英治・井上博晶「大学教育後援会の組織体制に関する研究—適切な運営のための体制整備に向けて—」『大阪産業大学経営論集』第23巻第1号、2021年11月、83-99頁。

検討するとともに、それらを組み込んだ一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）や株式会社を後援会に導入する可能性を示した。

筆者らは、以上のような検討の途上、2022年度より科学研究費補助金事業基盤研究（C）「大学教育後援会組織における監査・ガバナンスの実態調査とそのあるべき体制の提言」の採択を受けた。これまでの検討からさらに、後援会組織における「あるべき体制の提言」に向け、後援会の組織体制やガバナンスの実態を確認する必要がある。本稿では、実態調査のためのアンケート調査シート案²（以下、調査シートとする。本稿末尾に付録として掲載）を提示し、最終提言への方向性を明示することを目的としている。

以下では、実態調査対象である高等教育機関の範囲を示すとともに、その調査シートに関する各質問項目の作成意図とアンケート結果に対する筆者らの事前の想定についてまとめている。

II. 日本における高等教育機関と調査対象

高等教育機関の後援会組織アンケート調査（以下では、本調査または調査としている）を実施するにあたり、その対象範囲を明確にしておく必要がある。そこで、日本における高等教育機関を定義づけ、その中から本調査での対象を明らかにする。

1. 日本における高等教育機関の現況

日本における高等教育機関（Higher Education Institution (HEI)）には、明確な定義はない。しかし、「高等教育資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」においては、同ガイドラインで使用する高等教育機関の定義として、「学校教育法に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校（農業大学校を除く。）並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校」³と定められている。これは、中等教育後の段階における勉学、訓練または研究のための訓練の課程であって、国の権限のある当局または認められた認定制度

² 本稿で提示している調査シートには、筆者らが先行研究および同種組織の事例などを加味し、後援会の組織体制を確認するための論点を可能な限り取り上げている。実際の調査では、回答者への配慮、すなわち回答率を確保するため、取捨選択し、調査シートを配布する予定である。

³ 文部科学省高等教育局「高等教育資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」2018年5月8日（2019年8月1日改訂）、2頁。

<https://www.mext.go.jp/content/1420033-1.pdf>（2023年6月30日検索）

により高等教育機関として認可された主として大学その他の教育機関が該当する⁴。

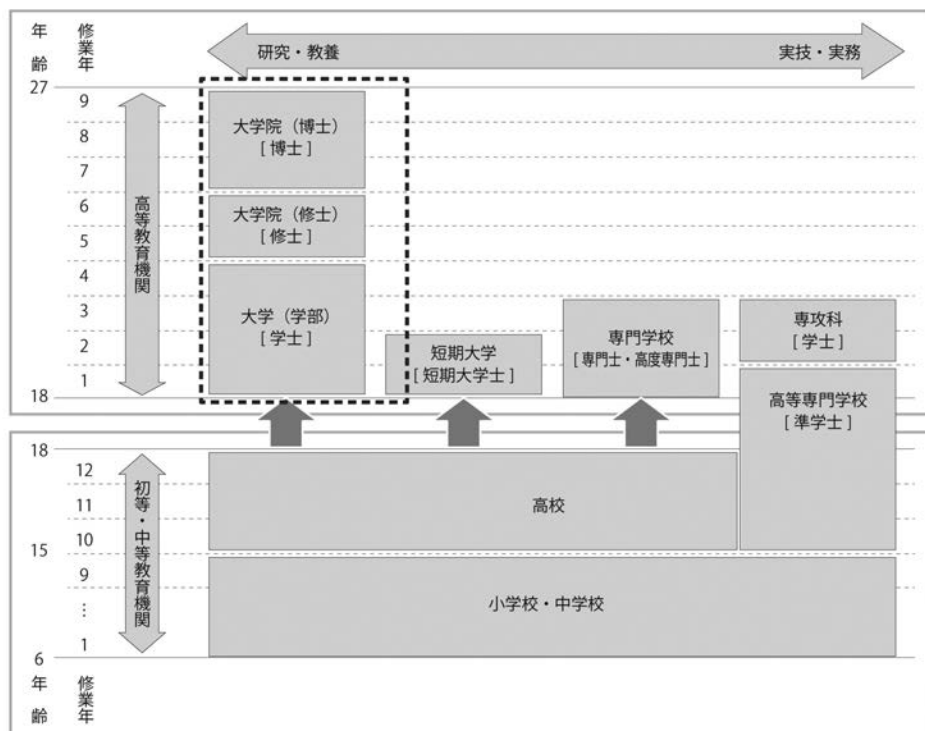


図1 日本における高等教育機関と調査対象

出所) <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/educational-system/>（2023年6月30日検索）をもとに筆者らが作成。太い点線で示している範囲が本調査の対象を示している。短期大学を一部含んでいる部分は、大学に短期大学が併設されており、大学と短期大学で一つの後援会を組織している場合を想定している。

図1は、日本における初等・中等教育機関から高等教育機関への教育制度の連動を示している。図1に示すように、高等教育機関は、初等・中等教育と連動している高等専門学校から大学院までが対象となる。より詳細に示すならば、大学（学士課程）、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院修士課程、大学院博士課程、専門職大学院、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校）、省庁大学校が該当する。

本調査対象である後援会を設置している組織は主として大学であり、その対象は高等教育機関となる。初等・中等教育機関には生徒の保護者を会員とするPTA組織が設置されている。初等・中等教育機関と高等教育機関とを横断する教育機関である高等専門学校は、後援会組織が設置されていることが多く、専修学校においても後援会組織が設置されてい

⁴ 文部科学省「高等教育教員の地位に関する勧告」1997年11月11日第25回ユネスコ総会採択。
<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387621.htm>（2023年6月30日検索）

る。

本調査では、高等教育機関の内、大学（短期大学が併設されている場合を含む）、大学院を設置する機関を対象とする。その理由は、短期大学、専修学校や高等専門学校は大学等と比較してその規模が小規模であるため、後援会組織の運営が初等・中等教育機関のPTAに近いものが想定され、拙稿で検討した「権利能力なき社団」から法人化が期待できる組織ではないためである（拙稿、85-86）。なお、短期大学や大学院など大学と合同による後援会設置などの事例があることから、本調査の検討対象として図1では大学院および短期大学の一部も含めている。

2. 大学等の設置状況

日本において設置されている大学については、文部科学省 Web サイト令和3年度全国大学一覧⁵より抽出した。全国大学一覧では、大学および大学院大学として、国立大学86大学（内、4大学院大学を含む）、公立大学98大学（内、3大学院大学を含む）および私立大学624大学（内、18大学院大学および3募集停止大学を含む）が設置されている。

本調査対象は、国立大学86大学、公立大学98大学および私立大学621大学の計805大学とし、募集停止となった大学は除くものとした（郵送段階までに私立大学の公立化など把握した変更については反映をして郵送を行う予定である。）。調査対象大学を規模別に示したものが以下の図2および図3である。大学を規模別に示す場合には、学部数で示す場合と収容定員で示す場合がある。図2は学部数により大学を規模別に示している。また、図3は収容定員により規模別に示したものである。図2における8学部以上、および図3における8,000人以上が大規模大学に該当し、それぞれ67大学、61大学と学部数と学生数は当然のことながら連動している。

⁵ 文部科学省全国大学一覧 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_01856.html（2023年6月30日検索）

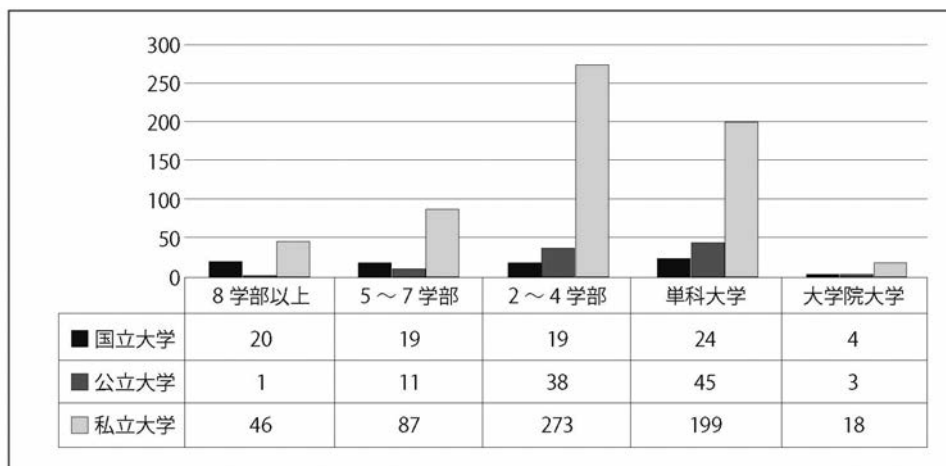


図2 学部数による規模別大学状況

出所) 規模別大学一覧表(令和3年5月1日現在) https://www.mext.go.jp/content/20220517-mxt_jyohoka01-100012481_20.pdf (2023年6月30日検索) をもとに筆者らが作成。

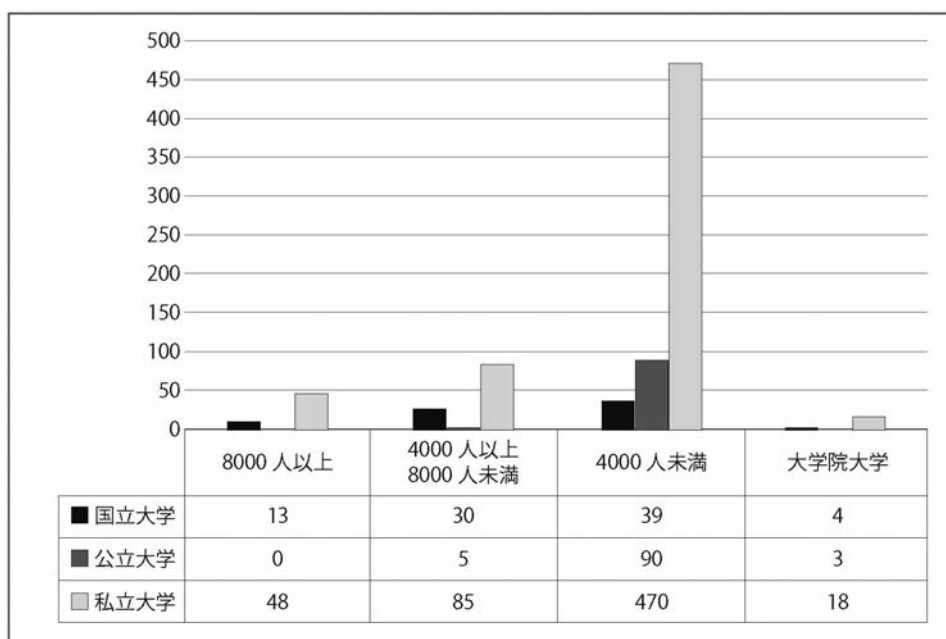


図3 収容定員による規模別大学状況

出所) 令和3年度全国大学一覧 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_01856.html (2023年6月30日検索) をもとに筆者らが作成。

この規模別による大学の整理は、大学規模が大きい場合に、複数の後援会組織を設置するなど会員の意見を吸い上げる工夫がされているか、あるいは、大規模後援会組織ゆえの

運営上の課題等がないかを抽出するために必要となる。

3. 後援会の設置状況の調査のあり方

先行研究では、後援会の設置は、大学単位での設置、学部単位での設置、大学と短大の共同設置、さらには小・中・高を含めた学園全体で設置する場合があることが指摘されていた（大川・大野・鳶田、307）。当該先行研究において、後援会の設置数は、表1に示すように、2019年度の大学数の6割から7割の大学において設置されていることが示されていた。

表1 「大学教育後援会」の設置状況（2020年3月現在）

| 後援会を設置する大学組織単位 | 国立大学 | 公立大学 | 私立大学 | 総数 |
|----------------------------|------|------|------|-----|
| 大学単位 | 29 | 60 | 331 | 420 |
| 「大学・短大」単位 | 0 | 0 | 25 | 25 |
| 学部単位 | 58 | 1 | 29 | 88 |
| 学科単位 | 7 | 0 | 4 | 11 |
| 学園単位（初等中等学校も含む） | 0 | 0 | 14 | 14 |
| 学園グループ（複数大学）単位 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| キャンパス（校地）単位 | 5 | 3 | 2 | 10 |
| 後援会設置数 ^① （A） | 99 | 64 | 406 | 569 |
| 後援会設置大学数 | 61 | 63 | 391 | 515 |
| 2019年度大学数 ^② （B） | 86 | 91 | 607 | 784 |
| 設置比率（A/B × 100） | 71% | 69% | 64% | 66% |

①学部単位の設置も含むため、合計数が大学数を上回る。

②「令和元年度 全国大学一覧」に掲載されている大学数を示す。

出所）大川・大野・鳶田（2020、309）を一部修正している。

先行研究では、大学 Web サイトなどにより個々に調査をし、後援会の設置状況を確認している。本稿では、後援会の現況調査を目的としていないため、現況については先行研究に依拠しながら、必要に応じて Web サイト情報を確認する。なお、後援会未設置大学については、未設置の理由、後援会組織に代わる組織、運営について調査・確認を行う予定である。

Ⅲ. 実態調査内容～調査シートの質問項目と調査意図

本節では、前節で明示した本調査の対象に送付する調査シートの質問項目およびその調査の意図と筆者らが想定する回答について整理している。

調査では、対象となる大学等に対して調査シートを送付し、Web上、あるいは郵送の形で回収を行う。調査シートは大きく3部構成としており、①貴学について、②後援会について、および③後援会の組織運営についての質問を設けている。

調査シートの冒頭Q1には、本調査の回答者に関する質問を設けている。Q1の設問は、回答者が後援会専属の職員（大学職員ではない職員）の場合、大学について回答できない可能性がある、あるいは回答者によってはその立場から質問項目に対する認識（例えば組織のガバナンスについて）が異なることが想定されることから設定した質問である。選択肢には、大学教育後援会会長、大学教育後援会会長以外の役員、大学教育後援会事務局（専属）、大学職員（後援会担当）、および大学教員（後援会担当）を設定している。

1. 貴学について

Q2～Q5の設問は、大学の規模、キャンパス数、学生数が以後の回答の分析に影響するため、その基礎データとしての収集を行うことを目的としている。これらの項目について、Q1の回答者の中には正確に回答できない場合も考えられる。その場合には、筆者らがWebサイトにて確認を行う予定である。

- Q2. 大学名（大学院大学名）
- Q3. 設置学部・学科数および短期大学の併設の有無
- Q4. キャンパス数
- Q5. 大学全体の学生数

2. 後援会について

次に、後援会の設置状況などについて確認を行う。これらの質問項目も先の「1. 貴学について」と同様に、後援会の運営の分析に関わる基礎データに相当する。

- Q6. 後援会の設置の有無。設置がない場合には設置計画や未設置の理由
- Q7. 設置後援会名
- Q8. その他の後援会の設置の有無（有の場合には設置の後援会名称）
- Q9. 保証人以外の会員が主となった後援会設置の有無と設置の場合のその名称
- Q10. 後援会の設置単位
- Q11. 正会員の範囲
- Q12. 賛助会員および特別会員などの有無
- Q13. 後援会の入会方法
- Q14. 後援会への加入率
- Q15. 会費の徴収方法
- Q16. 後援会の正会員数
- Q17. 正会員の一人当たりの会費総額
- Q18. 後援会の年間事業収入総額
- Q19. 後援会の次年度の繰越金額
- Q20. 後援会の事業内容

(1) 後援会について (Q6～Q9)

Q6からQ9は、大学内における後援会の設置状況を確認している。後援会の設置有無、後援会名、大学内に複数の後援会が設置されている場合の確認および保証人が会員となる後援会以外の形態の後援会の有無について確認している。

後援会が設置されていない場合、後援会が実施している学生支援などの事業について、大学独自の対応状況を確認する必要がある。仮に後援会組織がなくとも、学生支援や、大学と保証人との意思疎通が行えるなら、後援会の事業の見直しや、それに見合った組織形態の提言につながる事項となる。

(2) 後援会の設置単位 (Q10)

Q10では、後援会の設置単位に関する設問である。先行研究および筆者らの事前調査においても、後援会の設置単位としては、大学単位、「大学・短大」単位、学部単位、学科単位、学園単位（初等中等学校も含む）、学園グループ（複数大学）単位およびキャンパス（校地）単位となっている。Q10の回答は、Q3の学部数やQ4のキャンパス数に関する設問にも関係し、学部横断型の後援会や学部単独の後援会などは、表1に示している設置形態の多くを占める大学単位の設置と異なる特徴を抽出するために設定したものである。

(3) 後援会の会員 (Q11～Q12)

次に、Q11およびQ12は、会員資格に関する設問である。この設問は、会員資格の範囲を把握することを目的としている。Q20の事業内容との関連にも注視する必要がある。正会員に大学職員や学校法人関係者が含まれる場合には、学生支援との名の下、本来大学が実施すべき施設整備などを後援会が肩代わりする形になっていないかなど組織の事業内容や組織ガバナンスに影響を及ぼしていないか確認が必要になると考えている。それらは、本来の後援会の目的に合致しないばかりか、独立組織である後援会が大学組織の一部とみられかねない可能性があるためである。

(4) 後援会の入会方法と組織規模 (Q13～Q20)

後援会は、独立した組織として大学運営とは切り離れた運営を行うのが基本である。したがって、後援会への入会手続および会費の徴収は、後援会が独自に実施すべき業務である。事前の想定では、その大半は大学の入学金や学費等の学納金の納入にあわせての徴収が大半を占めていると考えられる。会費等の徴収を大学に委託することにより、後援会運営に大学職員の関与や影響が少なからず存在するのではないかと筆者らは想定している。

また、組織の収入の大半が会費となっている後援会組織において、収入総額等の規模と事業内容の比較検討も行いたいと考えている。後援会にとって収入総額に見合った組織形態や管理体制、すなわち一般財団法人や特定非営利活動法人のような「権利能力なき社団」⁶とは異なる法人組織の可能性を金額と事業内容から確認をするための資料ともなる。

3. 後援会の組織運営について

最後に、大学教育後援会の組織運営やガバナンス体制などの確認を以下の設問で行う。

- | |
|------------------------------|
| Q21. 大学教育後援会の組織形態 |
| Q22. 関心のある組織形態 |
| Q23. 後援会と大学との関係 |
| Q24. 後援会の機関設計状況 |
| Q25. 後援会の事務局の設置場所 |
| Q26. 後援会の常勤スタッフ数 |
| Q27. 支部の設置 |
| Q28. 支部の統制 |
| Q29. 後援会への大学からの関与の有無と関与者 |
| Q30. 関与の具体的な内容とその長所・短所 |
| Q31. 後援会役員による大学の外部評価委員への就任 |
| Q32. 外部評価委員としての大学への発言内容 |
| Q33. 後援会役員による大学役職への就任 |
| Q34. 後援会の資金管理者 |
| Q35. 後援会の会計報告の作成者 |
| Q36. 会計報告に対する監査人 |
| Q37. Q35以外で会計報告に関与する者 |
| Q38. 独自に実施している監査 |
| Q39. 監事監査以外の監査の必要性 |
| Q40. 内部統制の構築と運用 |
| Q41. 会員への情報提供手段 |
| Q42. 事業内容に関する役員および会員の理解度 |
| Q43. Q42の理由と低理解度の改善策 |
| Q44. 会員からの要望 |
| Q45. 会員からの要望への対応 |
| Q46. 大学教育後援会から大学への要望 |
| Q47. 大学教育後援会における組織運営上の課題 |
| Q48. 大学教育後援会におけるヒヤリハット事例 |
| Q49. ヒヤリハットの防止方法 |
| Q50. 大学教育後援会の今後の事業活動や組織運営の展望 |
| Q51. その他のご意見 |

これらの設問は、大きく①後援会の組織形態や機関設計の現状、②後援会の統制、ガバナンスの体制とその現状、および③後援会組織の課題とその対処方法を確認している。

(1) 後援会の組織形態の現状（Q21～Q22）

Q21では、現行の後援会の組織形態を確認している。選択肢には、権利能力なき社団、

⁶ 「権利能力なき社団」については、拙稿、85-86頁を参照されたい。

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人およびその他として自由記入欄を設けている。筆者らは、その回答の大半が権利能力なき社団が占めるものと想定しているが、そもそも後援会は役員の入替わりが激しい組織のため、組織形態を認識せず運営している可能性もあり、「わからない」と回答する場合も考えられる。その場合、組織形態の認識不足が組織の管理運営、ガバナンスの軽視につながる可能性があることから、組織形態の認識とガバナンス体制をも関連づけて調査結果を分析する必要がある。

また、Q22では、後援会として関心のある組織形態を確認し、その回答状況によって後援会組織が他の組織形態に移行する意識を明らかにするとともに、現行の組織形態における課題にもつながることから、Q23以下の設問と関連づけて分析する予定である。筆者らは、組織形態の認識もなく、移行形態も検討していないとの回答が多くを占めると予想している。

(2) 後援会のガバナンス体制 (Q23～Q33)

後援会は、それを設置している大学や学部などとの関係が複雑となっている。その関係を簡略化したものが図4である。

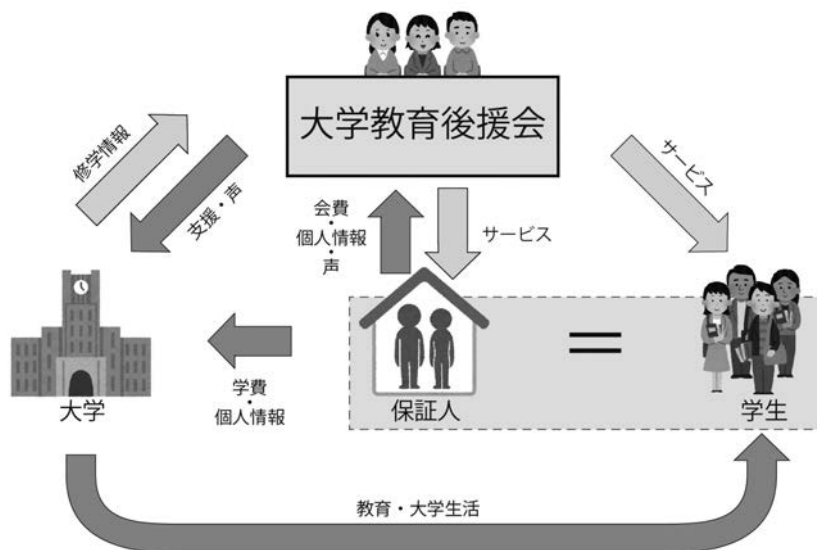


図4 後援会を取り巻く関係者

後援会からは、会員である保証人、学生への直接のサービス提供は少なく（図4では矢印の濃淡でその度合いを示している）、学生は後援会による大学への支援を通して大学からサービスを間接的に受け取り、保証人は、大学や後援会から直接サービスを受けること

は少ない⁷。したがって、後援会費の支払いと対価（サービス）の提供との関係が希薄であり、後援会組織と会員の関係は密接とは言えない。ゆえに後援会は、大学に依存する傾向が見受けられることから、組織として独立したものになりにくいところがある。拙稿において取り上げたように、過去には後援会の管理、運営、ガバナンスについては問題があり（拙稿、91-92）、組織内でも不正や不祥事が発生していることから明らかである。また、後援会と大学との関係が密接になると、大学運営に後援会組織が過剰に関与する逆の側面の問題も起こりうる。

そこで、Q23からQ33の設問では、後援会組織のガバナンス体制とその課題、そして今後の方向性を見出すことを目的とした項目を設定した。後援会組織の機関設計（Q24）や支部の設置に関する質問（Q27およびQ28）をはじめとして、大学や学部と後援会の関係がそのガバナンスに影響を及ぼしている点を確認している。後援会事務局の設置（Q25）やスタッフの設置（Q26）は、後援会の大学への依存度を確認するための項目として設けた。

後援会の機関設計は、筆者らの事前のWebでの調査では一般社団法人や一般財団法人などのように、役員組織として、会長、副会長、会計、監事などを設置して運営が行われている。ただし、後援会組織が採用している「権利能力なき社団」は、法的根拠のない組織体であるため、機関設計の法的拘束力は存在しておらず自由に会員総会などにおいて決定することができるが、その多くは一般財団法人の機関設計を援用した会則を定め、運用している場合がほとんどであると想定している。

また、後援会役員による大学における自己点検評価活動の外部評価委員（Q31およびQ32）や学校法人の理事への就任（Q33）は、大学への後援会側の関与度合いを確認する設問となっている。

後援会と大学や学部との関係は、本来、独立させておく必要があるが、会費の徴収からその事業活動に至るまで深く関与し、独立性を侵害する回答が多く含まれていると想定される。

（3）後援会の経理、監査体制（Q34～Q40）

ガバナンス体制は大学等への依存や関与のみならず、後援会組織における経理および監査体制も重要な要素の一つとなる。多くの後援会の組織形態として採用されている「権利能力なき社団」は、法人化をしていないことから、監事や外部監査の法定化がなされていない。したがって、会則などに規定し、経理、監査体制の整備がされているか確認する必

⁷ 大学独自に修学相談を保証人に直接実施することはあるが、図4では後援会事業に関係するサービスのみを対象として示している。

要がある。

Q34の後援会の資金管理者に関する回答は、筆者らは、ほとんどの後援会で資金管理を大学職員（後援会担当者）が管理し、総会時に後援会役員に対して通帳などの証憑書類を提示する形をとっていると想定している。その場合、資金管理担当者によって組織内の不正や不祥事に影響する可能性があり、後援会は、組織体制やガバナンスにつながる課題に直面しているとも言える。

後援会の会計担当者（Q35）は、在学生の保証人から選出され、日々の後援会事業に関する会計記録を作成している場合が基本となる。この点は、機関設計上問題となるところではないが、会計担当者の能力面での課題は残っている。すなわち、在学生の保証人である会計担当者が大規模後援会の会計処理への対応ができるかが問題となる。筆者らは、大学事務職員のフォロー体制や公認会計士や税理士への外部委託による協働作成体制（Q37）がとられている可能性が高いと想定している。さらに大規模な後援会の場合には、会計専門職に経理処理も含めて完全に委託していることも想定できる。いずれの担当者であっても、後援会は、適正な会計処理が行える体制を整えておく必要がある。

次に、会計報告に対する監査体制である。後援会の会計報告に対する監査は、多くの後援会が会則によりその担当者が規定されている。それは、後援会の監事が監査を担当することがほとんどであり、その回答が多くを占めるものと想定できる。ただ、現在では、会計処理の適正性（正確性）を確認する監査が監事のみでは不十分、言い換えるならば、組織から独立した第三者からの保証が必要であるとの認識がさまざまな組織にも広がっている。したがって、監事（Q38）も会計担当と同様に在学生の保証人がつとめている場合がほとんどであり、会計に関する知識に加え、会計報告の監査に関する知識を求められることから、十分に専門的な能力を有した人物が監事に就任しているとは言えない場合がほとんどであると思われる。

昨今では、会則において公認会計士や税理士などの外部の職業的専門家による監査を会則に明記する場合や、任意で職業専門家に会計報告の確認を監事の監査とは別に依頼する場合なども見受けられることから、会計報告の適切性をすべての会員に対して示す体制を反映した回答が期待できるところである。具体的には、さまざまな組織において外部監査を重視する近年の状況から、権利能力なき社団である後援会組織においても外部監査（Q39）を任意で実施している可能性が高いと予測しており、外部監査の前提となる組織の内部統制の整備、運用（Q40）についても確認し、その状況や意識について確認をしている。

（４）後援会組織における情報と伝達（Q41～Q46）

図４で確認したように、後援会組織は、大学、会員である保証人との間に立つ組織である。後援会による支援事業を会員は大学と学生を通して間接的に受け取ることから、卒業生を会員とした同窓会や校友会組織との関係とは異なる組織体である。大学から直接サービスを受ける対象は学生であるが、後援会の会員は学生の保証人が中心となっている。したがって、組織ガバナンスや内部統制の構築上、組織内の情報や伝達方法などについても重要となる。

Q41からQ46は、情報提供手段や後援会の事業内容の理解度を確認し、その情報と伝達が的確に行われているかを確認している。また、昨今の後援会組織は大学と学生との間に立って、学生の意見を大学に代弁している。会員からの要望とその対応の在り方についても確認している。

なお、事前の想定では、事業内容の理解度は一部の役員に限られており、組織体全体には浸透していないと思われる。このことは、後援会が限られた役員により運営される傾向が強く、不正や不適切な事業運営の温床になりやすいことも示している。後援会組織に様々な視点からの監視体制を構築することも重要であり、ごくわずかな人間での見えない形での運営は避けるべきものである。以上のような設問を通しての運営体制やその透明性の実態を確認する。

（５）後援会における課題とその対処方法（Q47～Q50）

調査シートの最後には、記述式の項目として、後援会組織の課題やこれまでに発生した、あるいは発生の直前に防止ができた組織におけるヒヤリハット事例などの収集を行う。

拙稿において、後援会組織に関係する不正事例の例示を取り上げたが（拙稿、91-92）、後援会組織においては、使途不明金や使い込み、大学事務職員と後援会役員との癒着、後援会役員による不正の隠蔽（経理上の不正の隠蔽等）、役員間のハラスメント、大学側からのパワーハラスメントや不当な要求などがあり、報道等にも取り上げられている。

このような不祥事や不正などの事例とその防止方法を収集し、あるべき組織体制の提言にあわせたガバナンスや管理、運営体制の提言につなげる予定である。

IV. おわりに

本稿では、2023年度に実施する大学教育後援会のあるべき組織体制提言に向けての実態調査やヒアリング調査の基礎となる調査シートとその質問項目の概要について紹介した。

これまで後援会組織のガバナンスや組織体制を対象とした先行研究はなく、その実態を確認する初めての試みである。アンケートの実施、回収後、その結果を集計し、その中で特異な事例などを回答した組織体やすでに法人化を完了している組織に、その事例や法人化の経緯などについてヒアリングをし、後援会のあるべき組織体制と管理体制の提言につなげていく予定である。

なお、以下の付録では、調査シートを示しているが、今後行う調査では、改めて項目を精査・追加等を行い、実施したい。除外された設問は必要に応じて別途アンケートの実施やヒアリングにより調査を行う予定である。

(本研究は JSPS 科研費 JP22K01826 の助成を受けたものである。)

参考文献

- 大川一毅 (2016) 「大学における全学同窓会組織の目的と機能—母校支援に関わる自覚的責務とその背景—」『アルテス リベラレス (岩手大学人文社会科学部紀要)』第99号。2016年12月、145-164頁。
- 大川一毅・大野賢一・畠田敏行 (2020) 「大学教育後援会の現況と大学評価の可能性」『アルテス リベラレス (岩手大学人文社会科学部紀要)』第107巻、2020年12月、305-325頁。
- 学校法人大阪初芝学園 (2008) 「学校法人大阪初芝学園における不適切な会計処理の是正計画—行動プログラム—」。
- 藤岡英治・井上博晶 (2021) 「大学教育後援会の組織体制に関する研究—適切な運営のための体制整備に向けて—」『大阪産業大学経営論集』第23巻第1号、2021年11月、83-99頁。

【資料】アンケート調査シート

Q1. 本アンケートにご回答くださっている方を教えてください。

- () 大学教育後援会会長
- () 大学教育後援会会長以外の役員
- () 大学教育後援会事務局（専属）
- () 大学職員（後援会担当）
- () 大学教員（後援会担当）
- () その他（)

I. 貴学について

Q2. 貴学名を教えてください。

| |
|----------|
| 大学・大学院大学 |
|----------|

Q3. 貴学の研究科・学部数等を教えてください。短期大学が併設されている場合もその旨記入ください。

| | |
|--------|---------|
| 研究科数 | |
| 学部数 | |
| 短期大学併設 | あり ・ なし |

Q4. 貴学のキャンパス数を教えてください。1つの住所を東西2つのキャンパス等で呼び分けをしている場合には1キャンパスとカウントしてください。

| |
|-------|
| キャンパス |
|-------|

Q5. 貴学全体の学生数（概数で可）を教えてください。

| | |
|---|---|
| 約 | 名 |
|---|---|

Q6. 貴学は、在学生の保護者(保証人)を正会員とした大学教育後援会を設置されていますか？設置されていない場合は、設置計画の有無とあわせてその理由を回答してください。

| | |
|----------------|---|
| 設置している | Q7へ進んでください。 |
| 設置はないが、設置計画がある | 設置されていないが設置計画がある場合、これまで設置されていなかった理由と設置を進めている設置理由やその概要をお書きください。Q7以下のアンケートでは設置計画上の内容でご回答ください。 |
| 設置および設置計画もなし | 設置されていない理由をお書きください。設置されていない場合には、本アンケートは以上で終了となります。 |

Q7. Q6で「設置されている」とご回答いただいております大学教育後援会の名称を教えてください。「設置されていないが設置計画がある」とご回答頂いた場合は名称が決まっている場合のみ教えてください。

| |
|--|
| |
|--|

Q8. 貴学には、Q7でご回答いただいた大学教育後援会組織以外に保護者（保証人）を正会員とする後援会組織はありますか。

| | |
|----|--------------------------|
| なし | Q9へ進んでください。 |
| あり | 設置されている大学教育後援会名をお書きください。 |

Q9. 貴学には保護者(保証人)以外を正会員とした大学教育後援会のような教育活動の支援を行う組織はありますか？その組織名称と事業内容について教えてください(例：留学生を支援するために教職員が正会員となった後援会組織)。

| | |
|----|--------------------------------|
| なし | Q10へ進んでください。 |
| あり | 後援会名（卒業生の会（同窓会、校友会など）の記入は不要です。 |
| | 事業内容 |

II. 貴大学教育後援会について

以下のご質問は、Q7でご回答いただいております大学教育後援会についてご回答ください。

Q10. 貴大学教育後援会の設置単位を教えてください。

- () 法人 (大学・短大・専門学校など法人参加の組織を横断して設置)
 () 大学全体 (学部・学科を横断して大学全体で一つの大学教育後援会を設置)
 () 短期大学全体 (学科・専攻を横断して短大全体で一つの大学教育後援会を設置)
 () 複数学部または複数学科単位 (学内のすべての学部ではなく、一部の学部が連携して設置されている場合)
 () 一学部単位
 () 一学科・専攻単位
 () その他 ()

Q11. 貴大学教育後援会の正会員の範囲 (会則に明記されている会員資格でなく、実際に会員となっている範囲) を教えてください。該当するものすべて選択してください。

- () 在学生の保護者 (保証人) () 大学の教員 () 大学の職員
 () 法人の職員 () 法人の役員
 () その他 ()

Q12. 貴大学教育後援会において正会員以外の会員資格 (賛助会員、特別会員など) はありますか。もしあれば、会員名とその会員資格範囲を教えてください。なければ Q13 に進んでください。

| 会員資格名 | 会員資格の範囲 |
|-------|---------|
| | |
| | |

Q13. 貴大学教育後援会への入会方法について教えてください。

- () 入学と同時に強制的に全員加入 (強制)
 () 入学と同時に自動的に加入だが退会は自由
 () 自由意志による任意加入
 () その他 ()

Q14. 貴大学教育後援会の正会員の加入率をお書きください。

正会員の加入率とは、正会員人数 ÷ 貴大学教育後援会の正会員対象範囲 × 100 で計算します。

| | | |
|-------------|--|---|
| 正会員の 加入率 | | % |
|-------------|--|---|

Q15. 貴大学教育後援会の正会員からの会費徴収方法について教えてください。

- () 後援会独自に徴収 () 大学に徴収を委託 (学費納入時)
 () 外部の代行機関に徴収を依頼 () その他 ()

Q16. 貴大学教育後援会の正会員数を教えてください。

- () 500 名未満 () 500 名～999 名 () 1,000 名～3,999 名
 () 4,000 名～7,999 名 () 8,000 名以上

Q17. 貴大学教育後援会の正会員一人当たり会費総額について教えてください (4 年間に分けて徴収している場合には年会費 × 4 となります)。

| | |
|--|---|
| | 円 |
|--|---|

Q18. 貴大学教育後援会の年間事業収入総額について教えてください。

| | |
|--|----|
| | 万円 |
|--|----|

Q19. 貴大学教育後援会の例年の次年度繰り越し金額について教えてください。

| | |
|--|----|
| | 万円 |
|--|----|

Q20. 貴大学教育後援会の主要な事業内容について教えてください (例: 教育との連携のための相談会の実施など)。

| |
|--|
| |
|--|

III. 貴大学教育後援会の組織運営について

貴大学教育後援会の組織体制、ガバナンス、運営についての質問にお答えください。

Q21. 貴大学教育後援会の現在の組織形態について教えてください。

- () 権利能力なき社団 () 公益社団・財団法人
 () 一般社団・財団法人 () その他 ()

権利能力なき社団とは、その設立根拠法がない任意団体を指す。言い換えるならば、特別法によりその設置が認められている非営利組織（一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人や医療法人、社会福祉法人など）とは異なり法人格を取得していない組織である。また、民法上の組合とは位置づけられない組織であり、このような組織体を「権利能力なき社団」として位置づけられている。初等、中等教育機関におけるPTA（Parent-Teacher Association）も「権利能力なき社団」に該当する。

Q22. 貴大学教育後援会の将来の組織形態として興味がある形態があれば教えてください。

- () 権利能力なき社団 () 公益社団・財団法人
 () 一般社団・財団法人 () その他 ()
 () 法人化ができるとは思っていないため考えたことがない
 () 興味のある組織形態はない

Q23. 貴大学教育後援会と大学との関係について教えてください。

- () 大学とは独立した外部組織
 () 大学とは独立した外部組織であるが、事業運営上、大学の協力を得ている。
 () 大学組織の一部として設置されている。
 () 大学の内部組織に位置付けられるが、独立した活動を行っている。
 () その他 ()

Q24. 貴大学教育後援会の機関設計について教えてください。設置されている会議体をすべて選択してください。

- () 評議員会 () 理事会 () 会員総会
 () 幹事会 () その他 ()
 () 会議体はない

Q25. 貴大学教育後援会の事務局（支部は除く）の設置場所を教えてください。

- () 大学キャンパス内に独自の施設や事務局（部屋）を設置（賃料なし）
 () 大学キャンパス内に独自の施設や事務局（部屋）を設置（賃料あり）
 () 大学キャンパス外に独自に設置
 () 大学部署の事務室（例：庶務課内など）を一部間借りし、独自の事務局を設置
 () 大学部署が事務局を担当しているため、事務局の設置なし
 () その他 ()

Q26. 大学教育後援会の事務局で執務されている常勤スタッフ人数を教えてください。（事務局内で勤務する大学職員、短時間労働者も含みます）

| | | |
|---|--------|---|
| 名 | 内 大学職員 | 名 |
|---|--------|---|

Q27. 貴大学教育後援会においては全国、海外に支部はありますか。その支部数をお書きください。

| | | |
|----------|-------------|-------------|
| () 支部アリ | 日本国内 () 支部 | 日本国外 () 支部 |
| () 支部ナシ | | |

Q28. Q27 で支部を設置していると回答した場合、支部の統制、ガバナンス体制がとれていますか。統制がとれていない場合、その原因をお書きください。

- () 本部の意向に沿った運営が行われており統制がとれている
 () 一部の支部において本部の意向に沿わず、独自に運営するところがある
 () 支部の大半が独自に運営されており、本部の意向に従わない
 () わからない

統制がとれていない原因

Q29. 貴大学教育後援会に対して法人または大学からの関与はありますか。該当するものをすべて選択してください。ここで関与とは、組織の事業運営に対して組織外（大学教育後援会の役員となっている場合は除く）より要望などがもたらされることを指しています。

- () 法人役員 () 法人または大学の事務部門
 () 法人監事 () 大学執行部 (学長・副学長など)
 () 大学教員 () その他 ()
 () 関与はない

法人役員とは、国立大学法人および公立大学法人の場合は理事長、副理事長、理事を指し、学校法人の場合は、理事長、理事を指し、それぞれ監事は除いている。なお、学長が理事長を兼務するなどの場合、関与をしてきた立場でご回答ください。Q30でも同様となります。

- Q30. Q29において回答された法人や大学の関与はどのようなものですか。
 関与のメリット、デメリットやトラブルや課題があればお書きください (自由記述)

- Q31. 貴大学教育後援会の役員が大学の外部評価委員に就任されていますか。
 () 会長が就任している () 役員が就任している () 就任していない

外部評価委員とは、大学が行う自己点検・評価の結果について、客観性および妥当性を担保するとともに、大学の諸活動全般の改善・改革のための外部評価を実施することを目的として外部有識者が就任する委員

- Q32. Q31で「就任している」を選択された方は、外部評価委員会でどのような意見を大学に出しましたか (自由記述)

- Q33. 大学教育後援会の会長や役員が、国立大学法人や学校法人の理事会の理事のような役職に就任していますか (複数選択可)。また、就任している場合の業務内容やそのメリット・デメリットなどお書きください。

- () 理事に就任している () 評議員に就任している
 () 監事に就任している () 大学執行部として関与している
 () その他 ()
 () 就任していない

業務内容やメリット・デメリット

- Q34. 貴大学教育後援会の会費等の資金を管理している方 (通帳などを管理している方) について教えてください。

- () 会計担当の役員 (会員) () 会計担当の役員 (大学や法人職員)
 () 公認会計士や税理士 (外部の者)
 () その他 ()

- Q35. 貴大学教育後援会の会計報告は誰が作成していますか (複数選択可)。

- () 会計担当の役員 (会員) () 会計担当の役員 (大学や法人職員)
 () 公認会計士 (外部の者) () 税理士 (外部の者)
 () 会計担当に関係なく大学が作成
 () その他 ()

- Q36. 貴大学教育後援会の会則などに規定されている会計報告に関する監査の実施者は誰でしょうか。

- () 後援会監事 () 公認会計士 (外部の者) () 税理士 (外部の者)
 () その他 ()

- Q37. 貴大学教育後援会における会則などに規定されている会計報告について、Q35でご回答いただいた方以外で会計報告に関与されている方をすべて選んでください。なお、会計報告への関与とは、Q36の監査実施者ではなく、会員総会以前に会計報告を確認する場合を指しています。

- () 後援会監事 () 後援会役員 () 後援会事務局
 () 公認会計士 (外部の者) () 税理士 (外部の者)
 () 大学教職員 (後援会担当者) () その他 ()

- Q38. 貴大学教育後援会の会則で規定されている監査以外で実施されている監査類似行為があれば教

大学教育後援会における組織体制に関する実態調査に向けての論点整理（藤岡英治・井上博晶）

えてください(例：大阪産業大学の場合、監事による監査報告とは別に外部の公認会計士による調査報告が行われている)。

| | |
|----|-------------------|
| なし | Q37へ進んでください。 |
| あり | 内容について具体的にお書きください |

Q39. 大学教育後援会の会計報告に関する監事以外の監査は必要と思いますか？その理由もあわせて記入してください。

() とても重要と思う () 必要と思う () 必要はないと思う
() 大規模な大学教育後援会のみが必要だと思う () わからない

理由

Q40. 貴大学教育後援会では、組織の内部統制の構築と運用についてどのように意識していますか？

() 内部統制の重要性を認識して、その整備・運用に努めている
() 内部統制の重要性は認識しているものの、その体制整備には至っていない
() 内部統制の整備・運用は必要ないと思っている
() 内部統制そのものの重要性や位置づけが理解できていない

Q41. 貴大学教育後援会において、会員に対しての情報提供手段について教えてください。重視度に応じて () に数字を記入してください。例：(1)重視 ⇔ (7)それほど重視していない

() 後援会 Web サイト (大学 web 内の後援会ページへの掲載を含む)
() 後援会からの情報配信 (メール、メルマガ等)
() 保護者向けポータルサイト利用
() 情報誌 (Web 版を含む) の発刊 (年 () 回発刊)
() 教員との懇談会
() 後援会総会
() その他 ()

Q42. 貴大学教育後援会の事業内容や活動について役員・正会員の理解度について一つ選択してください。

() 役員・正会員に十分に浸透している
() 役員および低学年 (大学 1～2 年生等) の保護者 (保証人) である正会員には浸透しているが、高学年の正会員には十分に浸透していない。
() 役員および高学年 (大学 3～4 年生等) の保護者 (保証人) である正会員には浸透しているが、低学年の正会員には十分に浸透していない。
() 役員のみ浸透しており、正会員には浸透していない。
() 役員、正会員の全般にわたり浸透していない。
() その他 ()

Q43. Q42 の回答の理由やその改善策について検討されていることがあればお書きください(自由記述)。

| |
|--|
| |
|--|

Q44. 貴大学教育後援会に対する会員からどのような要望・意見等がありますか。教えてください。(自由記述)。

| |
|--|
| |
|--|

Q45. Q44 の要望や意見等について、役員で話し合わせ、対応は十分に行われていますか。その理由もお書きください。

| |
|-----------------------------------|
| ① () 検討・対応している ・ () あまり検討・対応はない |
| 理由 |
| ② () 検討・対応している ・ () あまり検討・対応はない |
| 理由 |
| ③ () 検討・対応している ・ () あまり検討・対応はない |
| 理由 |

Q46. 貴大学教育後援会から大学への要望があればすべて選択してください。

- () 組織運営に(大学側が)積極的に関与して欲しい
- () 組織運営への(大学側の)関与を減らして欲しい
- () 後援会は独立組織であるべきで、組織への関与はやめて欲しい
- () 財政的な支援や後援会施設の整備をして欲しい
- () 資金協力(寄附等)や大学施設の整備を求めないで欲しい
- () 大学内の情報を更に多く提供して欲しい
- () その他()

Q47. 貴大学教育後援会の組織運営で現在抱えている課題についてお書きください(自由記述)。

Q48. 今までに発生した貴大学教育後援会のヒヤリハット事例や不祥事、不正事例などあれば簡単に教えてください。記入内容から貴大学教育後援会を特定する情報はすべてオプトアウトし、加工した上で利用させていただきます。なお、このような事例がない場合や記入を控えたい場合にはその旨記入してください。

- 例) 地方支部会の使途不明金や使い込み、運営に携わる大学事務職員の使い込み
- 大学事務職員と後援会役員との癒着、後援会役員による不正の隠蔽(経理上の不正の隠蔽等)
- 役員間のハラスメント、大学側からのパワーハラスメントや不当な要求
- 大学教育後援会と取引のある業者との癒着など

Q49. Q48のヒヤリハットや不祥事、不正を防止する方法としてどのようなものが最善とお考えでしょうか?

Q50. 貴大学教育後援会の今後の事業活動や組織運営の展望について自由にお書きください(自由記述)。

Q51. その他本アンケートに対して、ご意見がありましたらお書きください(自由記述)。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。